

厚生労働大臣
加藤 勝信 殿

経済再生担当
全世代型社会保障改革担当
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
西村 康稔 殿

東京都知事
小池 百合子

新型コロナウイルス感染症対策に関する要望について

東京都の感染者数は減少傾向にあるが、都は緊急事態宣言が継続中である。

緊急事態措置を実施すべき期間は5月31日までとなっているが、施設の使用停止の要請等の緩和については、慎重なステップを踏み、感染防止と経済社会活動の両立を図っていかねばならない。

同時に、今後発生が予想される次の感染の波に備え、万全の医療・検査体制を整備していく必要があり、こうした取組を推進していくためには、都と国が協働して取り組む必要がある。

そのため、以下の事項について、要望する。

要 望

1 検査体制や医療提供体制等の充実・確保

① PCR検査の促進

国は、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を改訂し、各地域で柔軟に対応することを示した。

新たな指針に基づき、検査を受ける必要がある人が、必ず検査を受けられるよう、国の責任において、保健所や医療機関に対して、PCR検査実施を促進するよう周知徹底すること。

② 新たなPCR検査機器等の開発支援

都内の検査処理能力は、現在1日約3,100件を有しており、都としても民間検査機関への支援に取り組んでいる。今後、より効率的な検査が可能となるよう、新たな検査機器や試薬等の有効性を確認し、早期に承認を行うこと。また、こうした検査機器等の導入に対する民間検査機関への財政的支援を行うこと。

③ 新たな検査手法の開発及び普及促進

抗原検査のキットが医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づき承認され、抗体検査についても導入の動きがあるが、これらの検査について、PCR検査との組合せによる効果的な活用方法を示すこと。

また、唾液を使ったPCR検査は、検体採取の簡便さのみならず、感染リスクの低減に効果があることから、早期の普及を図ること。

④ 地域外来・検査センターへの支援

都においては、特別区や多摩地域で、様々な検査実施体制・手法によりPCRセンターが開設されている。これらが、より有効に機能するよう、必要な技術的・財政的支援を行うこと。

⑤ 情報把握管理システムの改善

5月中に全国で導入が予定されている新型コロナウイルス感染者等情報

把握・管理支援システム（仮称）については、先行実施保健所の意見を踏まえて早急に改善を図ること。その上で、保健所、医療機関、検査機関等において、必要な情報が迅速かつ確実に入力され、有効に機能するよう、国として指導・助言を徹底すること。

⑥ 水際対策の更なる徹底・強化

再び発生が懸念される感染拡大の防止のためには、感染者の海外からの流入を阻止することが肝要である。

特に、羽田及び成田の国際空港、東京、横浜、川崎、千葉などの国際港湾を擁する一都三県においては、極めて重要な課題である。早急に入国管理・検疫体制等の強化・充実を行うこと。

⑦ 入国者の行動追跡の実施

今後、入国者の制限を緩和する際には、感染予防を徹底する観点から、国として接触追跡システムの構築を早急に図り、入国者の行動追跡を実施し、感染者が発生した場合には、感染経路を直ちに把握できるようにすること。

⑧ 新型コロナウイルス対策に必要な財源の確保

都においては、全国最多の患者が発生しており、相談、検査、入院、宿泊施設の準備運営など、感染拡大の防止策をはじめ、新型コロナ対策に要するコストは莫大なものとなっている。

先般、国では第二次補正予算の編成が始まったところであるが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金をはじめとする様々な財政支援について、特定警戒都道府県である都の置かれている現状の改善に資する施策の財源として十分な額となるよう、国の責任において、第二次補正予算で総額を大胆に拡充するとともに、配分に当たっては、財政力による補正を行うことなく、都の需要に見合った金額を配分すること。また、貸付件数が急増する生活福祉資金（個人向け緊急小口資金等）については、本来の全額国負担の制度を歪めることなく、国が責任を持って全ての自治体に対して確実に財源措置の上、対応すること。

⑨ 新型コロナウイルス感染症に対するワクチン・治療薬等の開発促進

新型コロナウイルス感染症に対するワクチンや治療薬、新たな検査試薬等の早期の開発・実用化を行うため、強力に開発支援に取り組むこと。

⑩ 医療機関への支援

新型コロナウイルスの感染拡大により、陽性患者を受け入れている医療機関では、院内感染防止のため多床室利用による空床発生や都民の受療行動の抑制などにより、経営が深刻な状況となっている。

また、通常診療を担う医療機関においても、新型コロナウイルス感染症の患者が受診する可能性があることから、慎重な対応が必要となり、一日当たりの患者数を制限するほか、個々の患者の来院を抑制せざるを得ず、経営環境が悪化している。

都においては、都民の命と健康を守るため、医療機関に対する様々な支援策を講じているが、国においても通常診療を含め、医療提供体制が確実に維持されるよう、医療機関に対する支援を行うこと。

2 緊急事態措置の緩和の基準等に係る要望

① 緩和対象の優先度等の基準

「緊急事態措置の維持及び緩和等に関して」（令和2年5月4日付事務連絡）において、博物館、美術館、図書館等について先行して緩和する方向性を示したように、他の施設についても緩和対象の優先度や緩和のレベルについて、基準を示すこと。

② 施設の使用制限の緩和等の基準

「緊急事態措置を実施すべき区域の変更等に伴う都道府県の対応について」（令和2年5月14日付事務連絡）において示された「これまでにクラスターが発生しているような施設」について、施設の使用制限の緩和や解除に係る基準、時期等を示すこと。

なお、感染状況、医療提供体制、モニタリングなど、判断指標の数値については、一都三県の全体像を捉えた数値の活用も検討すること。

③ 催物（イベント等）の開催に係る基準

全国的かつ大規模な催物について、催物の定義を明確にするとともに、参加人数の上限や開催する上で必要な感染拡大防止対策など、主催者が開催の可否を判断するための基準を示すこと。

なお、スポーツ関係の催物については、都民の要望も強く、無観客試合の実施などによる対応を含め、早期に開催できるようにすること。

④ 感染拡大予防ガイドライン推進のための設備投資等への支援

業界団体等が作成したガイドラインを実効性あるものとするため、個々の事業主がガイドラインを推進するための設備投資等に対し、国による財政的な支援を行うこと。

⑤ 中小事業者等への家賃支援

国による家賃支援については、中小事業者等をしっかりと支えることのできる制度設計を行うこと。

⑥ 地方創生臨時交付金の配分

感染拡大防止対策はもとより、国による家賃支援など、緊急事態解除宣言後を見据えた施策に関連した地方の取組の財源として地方創生臨時交付金を活用するに当たり、地方自治体の財政力に応じるのではなく、地域の実情を十分に踏まえた配分を行うこと。

⑦ 感染拡大防止の呼びかけ

第二波、第三波の感染拡大を引き起こさないように、都道府県をまたいだ移動の自粛など、感染拡大防止のための適切な行動について、引き続き、国においても積極的に呼びかけること。